

● 11月1日～11月30日

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」

● 11月12日～11月25日

「女性に対する暴力をなくす運動」

- ・ 児童虐待のほとんどは、家庭という密室の中で起こっており、ときには「しつけ」と称して暴力が振るわれることも。
子どもを守るためには、周囲の人たちが虐待にいち早く気づき、救いの手を差し伸べる必要があります。
- ・ また、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売春、人身取引、デートDV、セクシャルハラスメント、痴漢、AV出演被害、インターネット上の性的な暴力等、暴力は性別に関わらず重大な人権侵害であり、決して許すことのできない行為です。
- ・ 一人で悩まず、まずは相談しましょう。

* 警察庁性犯罪被害相談電話 # 8 1 0 3

* 警察相談専用電話 # 9 1 1 0

* ストーカー・DV相談電話

078-371-7830

* 児童相談所虐待対応ダイヤル # 1 8 9

* 内閣府DV相談ナビ # 8 0 0 8

* DV相談プラス

0120-279-889